

大阪市障がい者施策推進協議会部会
平成 29 年度 第 3 回障がい者差別解消支援地域協議部会 議事要旨

日時：平成 30 年 3 月 28 日（水）
午前 10 時 00 分から午前 12 時 00 分
場所：大阪市役所 P 1 屋上会議室

【議題 1 第 2 回障がい者差別解消支援地域協議部会の結果について】

- ・ 電動車いすについて、お店や遊戯施設などで間違った対応をされることが多いので、理解を深めるための啓発冊子を是非とも作成していただきたいとの意見。

【議題 2 平成 29 年度障がい者差別解消にかかる取組状況について】

- ・ 保育所や幼稚園に対して、「障がいを理由に拒否しない」「こういった対応をすれば良い」などの啓発には取り組んでいるか。
⇒保育所は、こども青少年局の所管となる。事前に確認したところ、民間保育所の入所受付は区役所になるため、区役所職員への説明会の中で障がい者差別解消法の説明をしている。また、応諾義務についても、合わせて説明している。
(教育委員会)
市立幼稚園、小学校、中学校の就学に関するリーフレットを作成している。また、インクルーシブ教育推進室に相談窓口を設置しており、個別事案にも丁寧に対応している。
- ・ 障がい種別ごとにどういった支援が必要であるかなどのマニュアルを検討いただけたらとの意見。

【議題 3 行政機関としての取組について】

- ・ 相談事案で事業者に対する調査権限等が無い場合に、行政としてどのような対応をされるのか教えていただきたい。
⇒現状では、事業者にも協力いただき、状況等の確認は問題なく行っている。権限がない中で、どこまで踏み込んで対応を求めていけるのか、今後の課題だと認識している。
- ・ 合理的配慮等に関して、なかなか解決しづらく、同じような相談がいくつも積み重なっている事例については、相談窓口である行政が事業者働きかける仕組みを作っていただきたいとの意見。
- ・ 解決困難な事例については、事例検討会を開催して活用して知恵を出し合い、行政から事業者に対して解決策を提案していくべきとの意見。

【議題 4 平成 30 年度に向けた取組について】

- ・ 「障害者差別解消法にかかる相談（事業者による差別等）対応マニュアル（案）」に対する修正のご意見。
- ・ 相談事案で事業所に対して聞き取りなどの調査が必要な場合は、どのような対応をされるのか教えていただきたい。
⇒各区役所や各区の障がい者基幹相談支援センターで相談を受けた場合には、区域内にある事業

所であれば必要に応じて事業所への訪問や電話で対応していただく。区域を越える事案や解決困難な事案等では、福祉局が相談窓口の職員と一緒に対応することや引き継いで福祉局が対応していくこともある。

【議題5 その他】

- ・ 障がい者差別解消に関する条例制定について、何か動きがあれば教えていただきたい。
⇒次期「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の中で条例のことについても触れており、計画の期間中に条例の必要性について検討していくとしている。
- ・ 知的、発達、精神に障がいがある方への理解について、書面や施設見学だけでは難しい。キャンプ等で時間を共有すれば理解が深まるので、研修として取り入れていただければとの意見。